

## 鳥獣害防止総合対策事業実施要領の制定について

〔 19生産第9424号 〕  
〔 平成20年3月31日 〕  
〔 農林水産省生産局長 〕

最終改正 平成21年3月31日

鳥獣害防止総合対策事業については、先に鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、鳥獣害防止総合対策事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別紙)

## 鳥獣害防止総合対策事業実施要領

### 第1 趣 旨

鳥獣害防止総合対策事業（以下「鳥獣害対策事業」という。）の実施については、鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 事業別事項

- 1 鳥獣害防止総合支援事業：別記1
- 2 技術指導者育成事業：別記2

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(別記1)

## 鳥獣害防止総合支援事業

### 第1 事業の取組等

#### 1 事業の取組

要綱別表第1の鳥獣害防止総合支援事業で取り組む事業の種類は、以下のとおりとする。

##### (1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、鳥獣害防止総合支援事業を実施する市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

##### (2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

#### 2 事業の目標

要綱別記1の第1の1の規定により作成する被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

#### 3 事業実施主体

要綱別表第1の事業実施主体の欄の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める協議会等とは、推進事業にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

整備事業にあつては、協議会又はその構成員（試験研究機関を除く。）であつて、かつ、代表者の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているものとする。

また、事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から、生産局長が別に定める配分基準により選定された団体とする。

#### 4 事業実施主体の範囲

3において定める協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であつて、一又は複数の市町村を含む地域（都道府県をまたぐ場合を含む。）とするものとする。

#### 5 費用対効果分析

要綱別表第1の採択要件の欄の4の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果

について、「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

## 6 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

## 7 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

# 第2 事業の内容等

## 1 事業の内容（要綱別表第1関係）

(1) 事業内容欄の1の(1)の「推進体制の整備」については、協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

- ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題
- イ 事業の目標
- ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し
- エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築
- オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- カ その他必要な事項

(2) 事業内容欄の1の(2)の「個体数調整」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、個体数調整については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

- ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備
- イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲
- ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及
- エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

- (3) 事業内容欄の1の(3)の「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。
- ア 犬を活用した追上げ・追払い、花火等を活用した追払い、忌避作物の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証
  - イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施
  - ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及
- (4) 事業内容欄の1の(4)の「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。
- (5) 事業内容欄の2の(1)の「鳥獣害防止施設」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及び被害を及ぼす鳥獣を捕獲するために必要な捕獲施設（被害防止施設と一体的に整備するものに限る。）を整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。
- (6) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体の処理加工施設（捕獲鳥獣を焼却するための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。

## 2 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表第1の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

## 3 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

## 第3 交付率

要綱別表第1の交付率の欄の1の推進事業の生産局長が別に定める定額の限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害緊急対応型にあつては、1市町村当たり2,000千円以内とする。

- (2) 広域連携型にあつては、事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内とする。

#### 第4 事業の実施等の手続

##### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

- 2 要綱別記1の第1の5の事業実施主体の公表については、協議会を構成する市町村における閲覧、市町村のホームページ又は各種広報誌への掲載その他所定の方法により行うものとする。

##### 3 事業実施計画の承認

地方農政局長等は、要綱別表第1の採択要件の欄に定める採択要件及び事業実施計画が、別表1に定める事項等の確認により、次に掲げるすべての項目を満たしている場合、別に定めるところにより、事業実施計画の事業内容等に応じて順位付けをし、当該年度の予算の範囲内で順位の上位から交付対象となる事業実施計画の承認を行い、その旨を事業実施主体に対して通知するものとする。

- (1) 事業実施計画の内容と被害防止計画の内容の整合性が図られていること。  
(2) 鳥獣害防止総合支援事業の総合的な実施が、被害防止計画に定められた目標の達成に資すると認められること。

##### 4 事業実施計画の重要な変更

要綱別記1の第1の6の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

##### 5 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）又は着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣害防止総合対策事業交付決定前着工（着手）届を地方農政局長等に提出するものとする。

##### 6 管理運営

###### (1) 管理運営

事業実施主体は、鳥獣害防止総合支援事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

###### (2) 管理委託

事業実施主体は、鳥獣害防止総合支援事業により整備した施設の管理運営

を直接行い難い場合、鳥獣害防止総合支援事業の実施地域の団体であって、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

### (3) 指導監督

地方農政局長等は鳥獣害防止総合支援事業の適性な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

## 7 事業名等の表示

事業実施主体は、鳥獣害防止総合支援事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

## 第5 事業実施状況の報告

要綱別記1の第5の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第2号により地方農政局長等に対して、事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

## 第6 事業の評価

### 1 事業評価

要綱別記1の第6の1の(2)の評価の報告は、被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により地方農政局長等に対して、評価報告を提出して行うものとする。

### 2 改善計画

- (1) 要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の2の(2)の改善計画の報告は、別記様式第4号により地方農政局長等に対して、改善計画を提出して行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記1の第6の1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。
- (3) 要綱別記1の第6の2の(3)の目標の達成が見込まれない事業実施主体とは、被害防止計画目標の達成率が50%未満であるものとする。

### 3 公表

要綱別記1の第6の1の(1)の評価結果及び要綱別記1の第6の2の(1)の改善計画の公表は、第4の2と同様の方法により行うものとする。

別表1 整備事業の実施において満たすべき事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が1.0以上であること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 被害防止施設又は処理加工施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
19 用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
20 施行方法の選択が適切にされていること。
21 入札の方法に関する知識を有していること。
22 地元関係者との合意形成が図られていること。
23 その他法律に定める基準等が満たされていること。

別記様式第1号（別記1の第4の1関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省生産局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣害防止総合対策事業の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣害防止総合対策事業（鳥獣害防止総合支援事業）を実施したい（鳥獣害防止対策事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の2（別記1の第1の6）の規定に基づき、関係書類を提出する。

- （注） 1 関係書類として、別添事業実施計画書を添付すること。  
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添)

○鳥獣害防止総合支援事業（被害緊急対応型又は広域連携型）関係

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
鳥獣害防止総合対策事業	推進事業 ①推進体制の整備 ②個体数調整 ③被害防除 ④生息環境管理	円	円	円	
	整備事業 ①鳥獣害防止施設 ②処理加工施設				
	計				

注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	
頑張る地方応援プログラムとの連携施策	
定住圏構想との連携施策	

(注) 1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

- 2 事業実施主体が属する地方公共団体において、頑張る地方応援プログラムに即した計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。
- 3 事業実施主体が属する地方公共団体において、定住圏構想に即した計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

#### 4 事業実施体制

##### (1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

##### (2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

##### (3) 地域における取組

具体的な取組内容

(注) 鳥獣害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

#### 5 推進事業の内容

##### (1) 推進体制に関する実施計画 (又は実績)

開催年月日	会議名	内容	事業費	交付金	自己資金	備考
			円	円	円	
計						

(注) 協議会等の活動について記入すること。

(2) 個体数調整に関する実施計画 (又は実績)

ア 狩猟免許の取得

所属機関 の名称	免許の 種類	取得 人数	内容	事業費	交付金	自己 資金	備考
				円	円	円	
計							

イ 個体数調整に関する事項

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	交付金	自己 資金	備考
				円	円	円	
計							

(3) 被害防除に関する実施計画 (又は実績)

ア 現場技術指導者の育成

所属機関 の名称	育成 人数	内容	事業費	交付金	自己 資金	備考
			円	円	円	
計						

イ 被害防除に関する事項

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	交付金	自己 資金	備考
				円	円	円	
計							



- (注) 1 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図等を添付すること。  
 2 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。

(4) 処理加工施設の整備計画(又は実績)

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	実施内容	事業費	交付金	自己 資金	交付率	備考
				円	円	円	%	
計								

- (注) 1 処理加工施設の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。  
 2 「鳥獣害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について」(平成20年3月31日付け19生産9426号農林水産省生産局長通知)により算出した、費用対効果分析(投資効率)に係る資料を添付すること。

7 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		交付金 (A)	自己資金 (B)	
1 鳥獣害防止総合対策整備交付金 2 鳥獣害防止総合対策推進交付金	円	円	円	
合 計				

8 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

9 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣害防止総合対策整備交付金 2 鳥獣害防止総合対策推進交付金 3 自 己 資 金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣害防止総合対策整備交付金 2 鳥獣害防止総合対策推進交付金	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

10 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記1の第5関係）

鳥獣害防止総合対策事業の事業実施状況報告書（平成〇〇年度）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省生産局長  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名  
（協議会）  
代表者 役職 氏名 印

鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第5の1の規定により、別添のとおり報告する。

- （注）1 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。  
また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第10項の規定に基づく、被害防止計画の実施状況報告の写しを添付するものとする。
- 2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第3号（別記1の第6の1関係）

鳥獣害防止総合対策事業の評価報告（平成〇〇年度）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省生産局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第6の1の（2）の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添)

## 被害防止計画目標評価報告書

### 1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

### 2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	目標値A	実績値B	達成率(%) B/A	備考

### 3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

### 4. 総合評価

(コメント)
--------

### 5. 第三者の意見

(コメント)
--------

(注)：1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)に基づき改善計画を作成し、地方農政局長等に提出すること。

2 3の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広く記入すること。なお、処理加工施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。

3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

別記様式第4号（別記1の第6の2の(2)関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省生産局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

鳥獣害防止総合対策事業（平成〇〇年度）で取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣害防止総合対策事業で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 施設等の利用の実績及び改善計画  
（改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。）
- 4 改善方策  
（要領に定める事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

## 5 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (年)	計画策 定時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
施設整備	利用量 (km、ha等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。  
 2 収支率は、収入／支出×100とする  
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。  
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第5号（別記1の第4の5関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産省生産局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名  
（協議会名）  
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣害防止総合対策事業の交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

## 別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別記2)

技術指導者育成事業

第1 事業実施主体

要綱別表第2の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める民間団体とは、民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人とする。

また、事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

第2 事業の内容等

1 被害対策技術指導者育成事業

(1) 事業の内容

事業実施主体は、以下の事業を実施するものとする。

ア 研修カリキュラムの作成

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成する野生鳥獣被害防止マニュアル等を参照しつつ、サル等被害対策が困難な鳥獣の被害防止対策に係る知識及び技術を有する技術指導者（以下「技術指導者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策に寄与する技術指導者を効率的に育成するため、概ね地方農政局単位で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

(ア) 事業の目標

(イ) 研修カリキュラムの作成

(ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

(エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(オ) その他必要な事項

(2) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

(3) 留意事項

事業実施主体は、技術指導者育成事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）の協力を得るものとする。

## 2 利活用技術指導者育成事業

### (1) 事業の内容

事業実施主体は、以下の事業を実施するものとする。

#### ア 研修カリキュラムの作成

被害防止に関する実践技術の普及及び捕獲した鳥獣の有効活用に係る技術を普及するため、実践技術及び肉等の有効活用に係る知識及び技術を有する技術指導者（以下「技術指導者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

#### イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術指導者を効率的に育成するため、概ね全国単位で研修会を開催する。

#### ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、被害防止に関する実践技術、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

(ア) 事業の目標

(イ) 研修カリキュラムの作成

(ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

(エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(オ) その他必要な事項

### (2) 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他のもの（捕獲した鳥獣の有効活用に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

### (3) 留意事項

事業実施主体は、捕獲鳥獣活用技術指導者育成事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）の協力を得るものとする。

## 第3 交付額

要綱別表第2の交付率の欄の生産局長が別に定める定額の限度額は、以下のと

おりとする。

- 1 被害対策技術指導者育成事業は、10,000千円以内とする。
- 2 利活用技術指導者育成事業は、9,620千円以内とする。

#### 第4 事業の実施等の手続

##### 1 事業実施計画の作成

要綱別記2の第1の1の生産局長が別に定める事業実施計画の作成及び承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

##### 2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記2の第1の2の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

#### 第5 事業実施状況の報告

要綱別記2の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により生産局長に対して、事業実施報状況告書を提出して行うものとする。

#### 第6 事業の評価

要綱別記2の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。

生産局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別記様式第1号（別記2の第4の1関係）

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣害防止総合対策事業の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣害防止総合対策事業（技術指導者育成事業（被害対策技術指導者育成事業、利活用技術指導者育成事業））を実施したい（鳥獣害防止対策事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記2の第1の1（別記2の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注）関係書類として、別添事業実施計画書を添付すること。

(別添)

○技術指導者育成事業関係（被害対策技術指導者育成事業、利活用技術指導者育成事業）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
鳥獣害 防止総 合対策 事業	①研修カリキュラム の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備	千円	千円	千円	
	計				

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標

--

(2) 研修カリキュラムの概要

--

(注) 研修カリキュラム (案) を添付すること。

(3) 研修会の開催計画 (又は実績)

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		交付金 (A)	自己資金 (B)	
鳥獣害防止総合対策推進交付金 鳥獣害防止総合支援事業 技術指導者育成事業 ①被害対策技術指導者育成事業 ②利活用技術指導者育成事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

6 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣害防止総合対策推進交付金 2 自 己 資 金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
鳥獣害防止総合対策推進交付金 鳥獣害防止総合支援事業 技術指導者育成事業 ①被害対策技術指導者育成事業 ②利活用技術指導者育成事業	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

#### 7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記2の第5関係）

鳥獣害防止総合対策事業の事業実施状況報告書（平成〇〇年度）  
（被害対策技術指導者育成事業、利活用技術指導者育成事業）

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記2の第5の規定により別添のとおり報告する。

（注）別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。